平成２３年（フ）第７７８６号
大阪府東大阪市足代北２丁目13番７号　ミュウゼ共同住宅７階701号、前住所大阪府東大阪市楠根３丁目６番34号
債務者　奥田　房子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７９０号
大阪市福島区鷺洲３丁目４番12―702号
債務者　木村千恵子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８０５号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目５番11号
債務者　林　　音吉
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３４号
大阪市平野区平野上町１丁目８番１―504号
債務者　金田和子こと　姜　　蓮花
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３５号
大阪市住吉区東粉浜１丁目11番13号
債務者　堀　　幸恵（旧姓冨上）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３６号
大阪市此花区高見２丁目３番５号
債務者　島田　　智
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３７号
大阪府寝屋川市萱島桜園町17番８号
債務者　二口　忠久
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３９号
大阪府豊中市服部豊町１丁目５番13号
債務者　東森美恵子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８４２号
大阪市城東区永田３―10―26　コーポ井上305号室、住民票上の住所大阪市東成区中道２丁目５番15―1401号
債務者　小林　修吾
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５号
盛岡市山岸４丁目19番６号
債務者　大木　　哲
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４８号
和歌山県岩出市中迫289番地の１―Ｃ―102号
債務者　山下　義也
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４０９号
和歌山市松島202番地―212号
債務者　植木　　守
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４４０号
和歌山市六十谷319番地　六十谷マンション６号室
債務者　森坂　博志
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７１号
和歌山市小松原通１丁目２番地の４
債務者　相馬　一範
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４８３号
奈良県奈良市中山町51番地の１　グランドゥールいずみ201号
債務者　牧野　彩香
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９３号
和歌山市加納14番地の８
債務者　大江　百合
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０２号
和歌山市本脇286番地の１
債務者　阪口　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１６号
和歌山市加納366番地の15
債務者　岩根　佳加
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係